

三好市高齢者保健福祉計画（第10次）



2024年3月

三好市

はじめに

我が国は、世界に類を見ない超高齢社会を迎えており、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

三好市におきましても、2023年11月末現在、65歳以上の高齢者の割合が47%を超えており、2030年には高齢者割合が50%を超えることが見込まれています。また、少子化や核家族化の進行等により、高齢者の一人暮らしや、高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、家庭での介護力の不足など様々な課題を抱えています。

このような状況において、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が大変重要です。

この度策定しました「三好市高齢者保健福祉計画（第10次）」では、これまでの計画と同様「高齢者を敬い、高齢者が住み慣れた地域で健康で安全・安心に暮らせる三好市の実現」を基本理念として継承し、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、地域社会とつながりをもちながら高齢者が生きがいをもって暮らし、できるだけ要介護状態にならないための介護予防や、住み慣れた地域での自立した生活を確保するための生活支援を重要課題と捉え、各種施策を展開することとしています。三好市においては、各地域で住民が主体となって介護予防・日常生活支援サービスや「通いの場」の運営に取り組んでいただいております。住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためにも、一人ひとりが自ら健康づくりに取り組み「健幸寿命」の延伸を心がけていただけますようお願いいたします。

今後も、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいを共に造り、共に高め合う地域社会の構築を目指していかなければなりません。様々な関係機関と連携し、高齢者の方を地域でしっかり支える社会づくりを通して、互いに支え合い、励まし合い、楽しみを共有して、長寿の喜びを実感できる地域づくりを目指し、また三好市で生活して良かったと実感していただけるまちづくりを目指してまいりますので、ご支援・ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました策定委員の皆さまをはじめ多くの貴重な意見を頂戴いたしました市民の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。



2024年3月

三好市長

高井美穂

【 目 次 】

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 法令の根拠と位置づけ	2
3 計画期間と見直し	3
4 計画策定の体制	3
5 計画の進行管理	3
第2章 三好市の高齢者を取り巻く現状と課題	
1 高齢者の状況	4
2 将来推計	9
3 今後の重点課題	10
第3章 計画の基本的な考え方	
1 三好市の目指す姿（基本理念）	11
2 計画推進における役割	12
3 施策の体系	13
第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開	
第1節 生きがいのある健やかなまちづくり	
（1）高齢者の社会参加の促進	14
（2）高年齢者の就労支援の充実	14
（3）高齢者を敬う社会づくり	15
第2節 住み慣れた地域でいつまでも暮せるまちづくり	
（1）要介護にならないための介護予防の推進	16
（2）住まいと生活支援の充実	18
（3）在宅医療・介護連携の推進	21
（4）入所施設の充実	22
（5）低所得者対策の推進	23
（6）介護保険サービスの充実	23
第3節 安全・安心で高齢者にやさしいまちづくり	
（1）認知症対策・虐待対策の推進	24
（2）高齢者を地域で支えるまちづくりの形成	26
（3）高齢者の交通安全の推進	28

第4節 三好市独自の地域包括ケアシステムの構築	
(1) 地域包括ケアシステムの構築	28
(2) 地域ケア会議の推進	29
(3) 相談体制の整備	30
第5章 アンケート結果による現状	
現状調査結果	32
第6章 活動事例	
活動事例の報告	38
参考資料	
【三好市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例】	40
【三好市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿】	42

第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 法令の根拠と位置づけ
- 3 計画期間と見直し
- 4 計画策定の体制
- 5 計画の進行管理

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は世界一の長寿国となり、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。65歳以上の人口は、現在3,623万人を超えており、2043年の約3,953万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

三好市においては、2023年11月末現在、総人口における65歳以上の高齢者の割合が47.36%となり全国的に見ても高齢化が進んでいる状況にあります。

このような超高齢社会に突入している三好市では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、三好市独自の「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。何でも相談できる人が身近に居てつながりをもつことが大切であることに注目し、『つながろう三好』を三好市のテーマとして「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスを前提とし、「住まい」と「生活支援・福祉」等の多方面で、自助・互助・共助・公助をつなぎあわせ、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現を目指します。

さらに高齢者が健康で生きがいをもって暮らせる「健幸寿命」を延ばし、できるだけ要介護状態にならないための「介護予防」や、住み慣れた地域で自立した生活を確保するための「生活支援」が重要となります。認知症になっても、早期の段階から適切な診断と対応可能な体制の整備や、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークの構築を目指します。高齢者の身体の衰えによる虚弱（フレイル）を予防し、地域コミュニティの活性化を図る「通いの場」の取り組み、高齢者の見守りネットワーク体制の構築と強化を推進します。高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細やかな支援を実施するため、介護・医療・保健・福祉におけるサービスを総合的に提供し、高齢者にやさしく住みやすい地域づくりを目指します。

また、世界的に人類の社会生活を変えるなど、多大な影響を及ぼす感染症、巨大地震をはじめとする災害等に対しても対策を強化し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

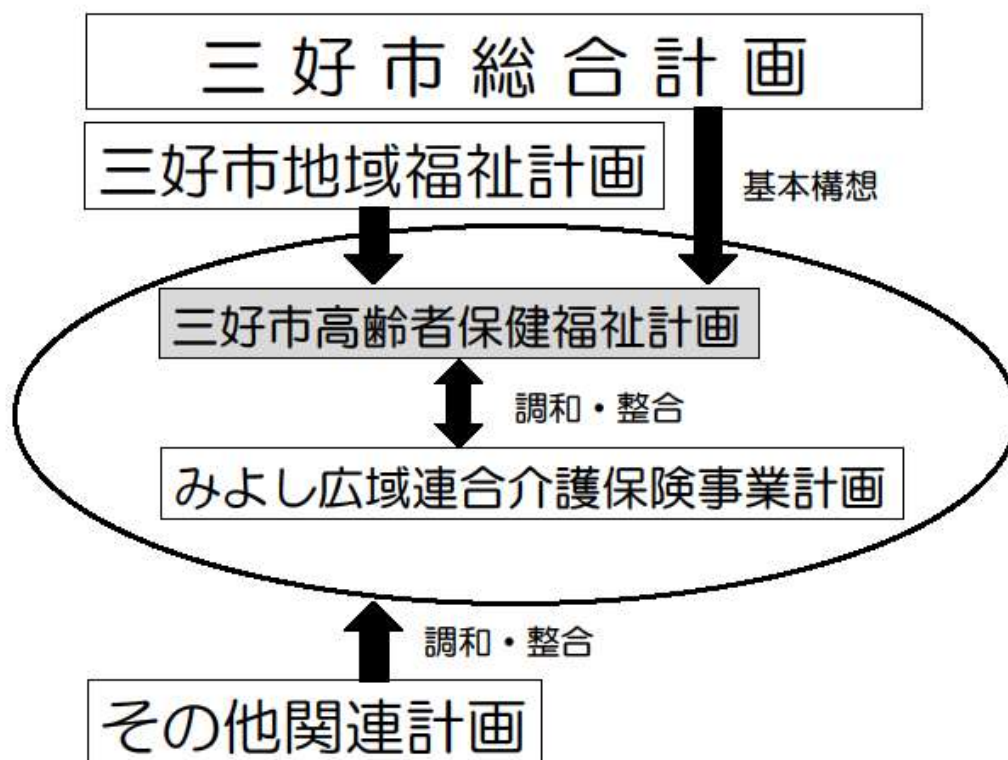
これらのことを踏まえ、三好市が直面している課題に対し、今後の取り組みや関係機関との連携・役割分担について三好市が中心となり介護・医療・保健・福祉の各関係機関と連携を図ることにより、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指し「三好市高齢

者保健福祉計画（第10次）」を策定し、明るく活力のある社会の実現に向け取り組んでまいります。

2 法令の根拠と位置づけ

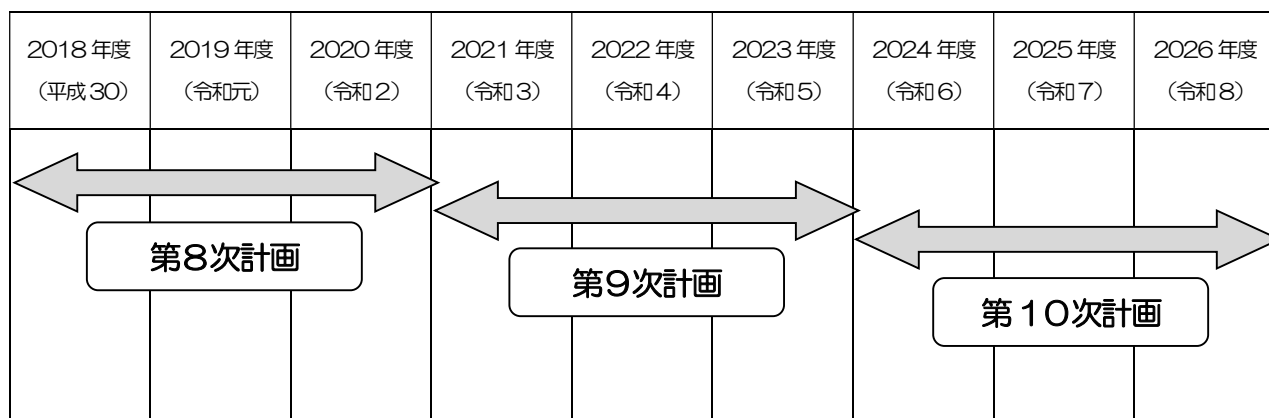
この計画は、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づいています。また「三好市高齢者保健福祉計画」は、三好市における高齢者に関する政策全般にわたる計画であり、内容において介護保険事業計画を包含するため、みよし広域連合が策定する介護保険事業計画と調和と整合性が保たれたものになるよう、作成時期及び計画期間を同一にし、「介護保険事業計画」は巻末に掲載します。

また、三好市総合計画・三好市地域福祉計画の基本構想に基づくとともに、その他の計画と調和を保ちます。



3 計画期間と見直し

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3か年とします。社会環境や地域の実情等、高齢者を取り巻く環境は日々変化があることを踏まえ、2026年度中に見直しを行います。



4 計画策定の体制

本計画を策定するにあたり、委員12名からなる「三好市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置しました。委員は学識経験者、保健・医療・福祉関係者、住民で構成し、必要な事項について協議し、幅広い意見を踏まえ計画を策定しました。

5 計画の進行管理

三好市における状況や高齢者のニーズの多様化、国の施策や福祉制度の見直し等により、三好市や高齢者を取り巻く福祉環境は様々に変化することが予想される為、地域における保健福祉施策が質量ともにバランスがとれ、また、的確に機能しているか等絶えず評価する必要があります。そのため、適切に計画の進行管理を行います。

第2章

三好市の高齢者を取り巻く現状と課題

- 1 高齢者の状況
- 2 将来推計
- 3 今後の重点課題

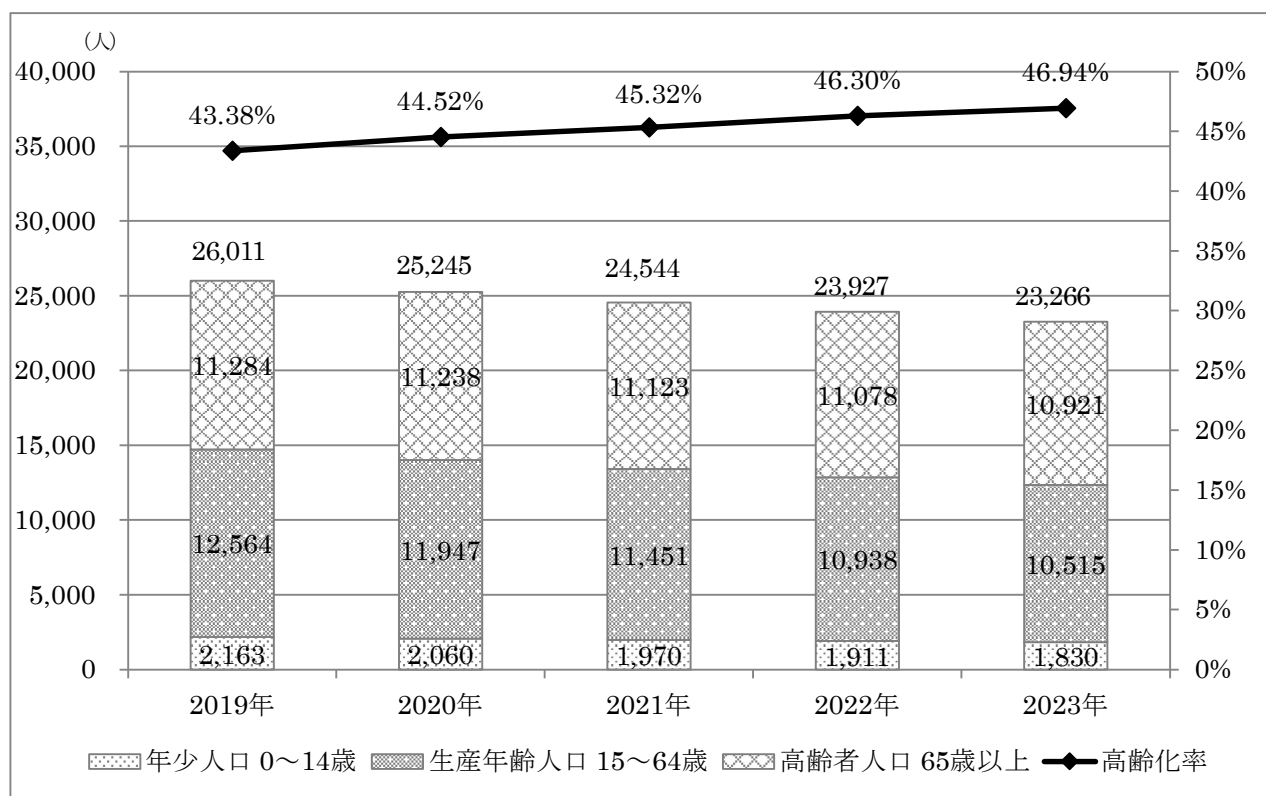
第2章 三好市の高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者の状況

(1) 人口推移

三好市における人口構成は、下のグラフのように推移しています。

2023年3月31日現在、2019年同日から比べると、総人口は2,745人の減で、65歳以上の高齢者では363人の減少となっています。高齢化率は3.56ポイント上昇し、約47%です。



※住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 高齢者世帯の状況

三好市における総世帯数は、2023年3月31日現在、2020年3月31日現在より538世帯減っています。しかし、65歳以上の一人暮らしや高齢者のみで構成される世帯は増加の傾向にあり、子や孫などと一緒に暮らす同居世帯が減少しています。このことから在宅で生活する高齢者が何らかの介護が必要になっても、同居家族からの支援が難しいという状況がうかがえます。

	2020年	2021年	2022年	2023年
総世帯	12,487世帯	12,337世帯	12,129世帯	11,949世帯
高齢者のいる世帯 (65歳以上)	8,120世帯	8,060世帯	8,010世帯	7,897世帯
一人暮らし 高齢者世帯	3,696世帯	3,697世帯	3,719世帯	3,729世帯
高齢者のみで構成 される世帯 (一人暮らし除)	2,112世帯	2,102世帯	2,121世帯	2,116世帯
高齢者と同居世帯 (一人暮らし、高齢者 のみの世帯除く)	2,312世帯	2,261世帯	2,170世帯	2,052世帯

※住民基本台帳 各年3月31日現在

(3) 65歳以上（第1号被保険者）の要支援、要介護認定者数

	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
要支援1	208人	201人	180人	170人
要支援2	397人	362人	369人	368人
要介護1	331人	348人	372人	358人
要介護2	498人	453人	424人	425人
要介護3	358人	368人	379人	379人
要介護4	359人	371人	382人	393人
要介護5	258人	245人	237人	203人
合計	2,409人	2,348人	2,343人	2,296人

※みよし広域連合介護保険センター資料（三好市分）

(4) 65歳以上の要支援・要介護認定者のうち認知症とみなされる人

日常生活自立度判定基準Ⅱ以上の者

2021年4月1日現在	1,438人
2022年4月1日現在	1,520人
2023年4月1日現在	1,475人

※みよし広域連合介護保険センター資料（三好市分）

(5) 老人クラブの現状と加入者数

三好市老人クラブ連合会が中心となり、住み慣れた地域で、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を展開しながら、自らも介護予防に努め、今まで培った知識や経験を活かして地域を豊かにする社会活動の中心を担う「介護予防リーダー」の養成に取り組んでいます。

	2021年	2022年	2023年
老人クラブ数	32団体	32団体	32団体
会 員 数	2,626人	2,468人	2,350人

※各年4月1日現在

老人クラブ

		2021年	2022年	2023年
会員数	三野町	330人	322人	309人
	池田町	1,336人	1,208人	1,157人
	山城町	168人	158人	140人
	井川町	421人	403人	385人
	東祖谷	282人	270人	253人
	西祖谷	89人	107人	106人
	合 計	2,626人	2,468人	2,350人

※各年4月1日現在

(6) 高齢者の受診・検診状況

病気で衰弱しやすい高齢期であるからこそ注意すべき疾患もあり、早期発見、対応が必要なことから、健康診査やがん検診の受診等について庁内関係部署間で連携し推進していきます。

○ 後期高齢者の医療受診状況

後期高齢者平均被保険者数（各月末現在の被保険者数の累積/12ヶ月）

	2020年度	2021年度	2022年度
被保険者数	6,430人	6,192人	6,154人

※2020年度から2022年度は、各月末（4月から翌年3月）の被保険者数を合計し12ヶ月で除したものの

後期高齢者医療入院、入院外、歯科の受診件数

	2020年度	2021年度	2022年度
入院	6,564件	5,925件	5,960件
入院外	82,162件	80,343件	80,634件
歯科	10,470件	10,906件	10,872件
合計	99,196件	97,174件	97,466件

※2020年度から2022年度は3月～2月診療分の12ヶ月分合計

後期高齢者健康診査の受診率

	2020年度	2021年度	2022年度
健診受診率	43.78% (619/1,414)人	46.74% (660/1,412)人	45.34% (739/1,630)人

※2020年度～2022年度実績数

※健診受診率 = 受診者数 / 受診対象者数 …

受診対象者数は、10月1日から9月30日までの新規加入者、昨年度後期高齢者健康診査受診券で健診を受けた方、受診を希望する方など。

○ 各種がん検診及び特定健診・特定保健指導の状況

各種がん検診実施結果

65歳～74歳

		2020年度	2021年度	2022年度
対象者		4,739人	4,908人	4,994人
胃がん検診	受診者	595人	522人	521人
	受診率	12.6%	10.6%	10.4%
肺がん検診	受診者	625人	695人	642人
	受診率	13.2%	14.2%	12.9%
大腸がん検診	受診者	588人	663人	617人
	受診率	12.4%	13.5%	12.4%

75歳以上

		2020年度	2021年度	2022年度
対象者		6,499人	6,215人	6,084人
胃がん検診	受診者	269人	239人	281人
	受診率	4.1%	3.8%	4.6%
肺がん検診	受診者	300人	377人	460人
	受診率	4.6%	6.1%	7.6%
大腸がん検診	受診者	272人	337人	400人
	受診率	4.2%	5.4%	6.6%

65歳～74歳（女性）

		2020年度	2021年度	2022年度
対象者		2,309人	2,364人	2,408人
子宮頸がん検診	受診者	267人	254人	263人
	受診率	11.6%	10.7%	10.9%
乳がん検診	受診者	348人	343人	376人
	受診率	15.1%	14.5%	15.6%

75歳以上（女性）

		2020年度	2021年度	2022年度
対象者		4,257人	4,060人	3,940人
子宮頸がん検診	受診者	113人	97人	124人
	受診率	2.7%	2.4%	3.1%
乳がん検診	受診者	150人	127人	153人
	受診率	3.5%	3.1%	3.9%

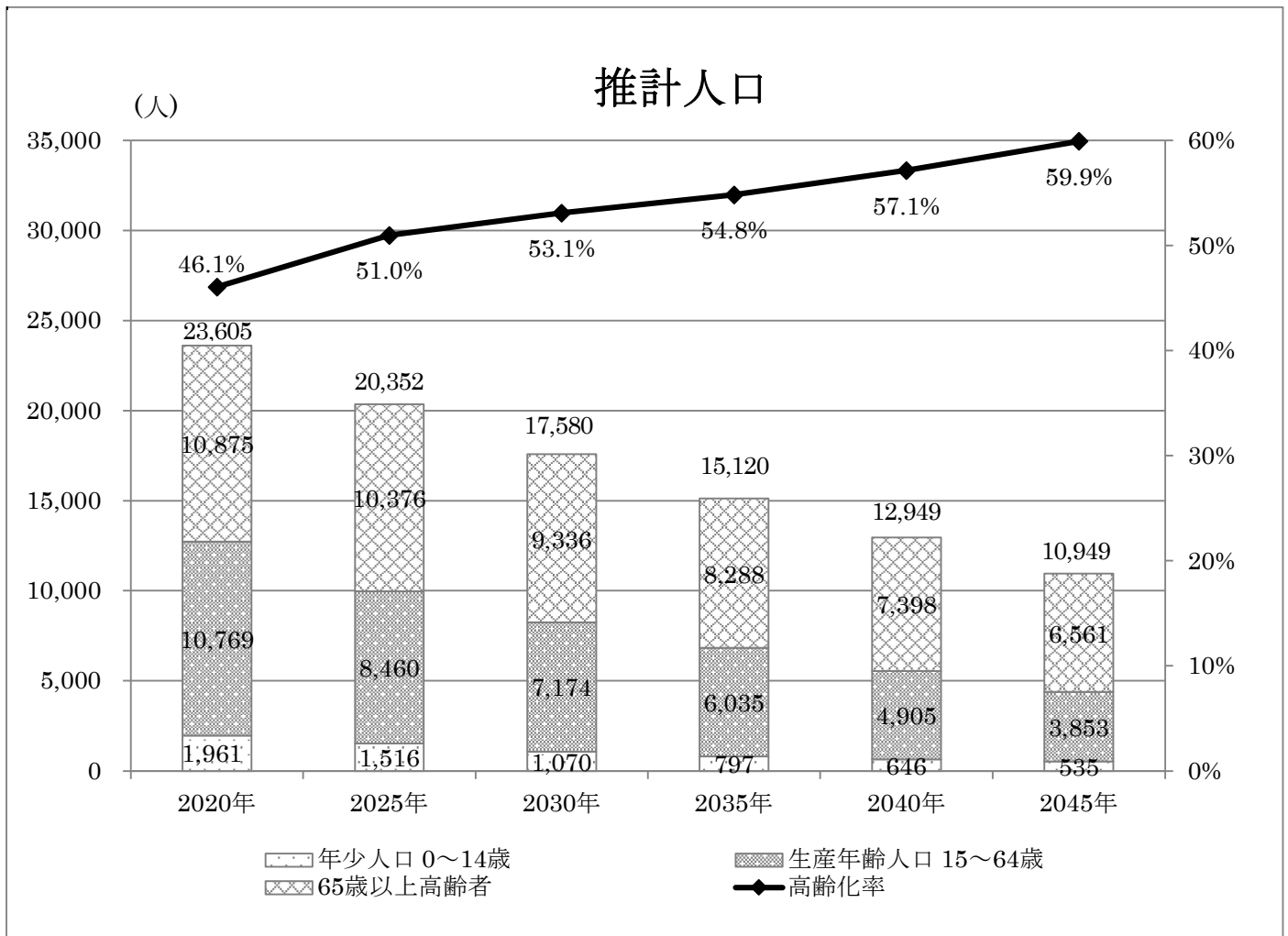
※がん検診受診者数は三好市が実施する集団検診での受診者数を計上。人間ドックや医療機関で受診している者の数は含んでいません。

三好市国民健康保険加入者 特定健診・特定保健指導実施結果

			2020年度	2021年度	2022年度
特定健診	40～74歳	対象者	4,160人	4,041人	3,797人
		受診者	1,717人	1,663人	1,554人
		受診率	41.3%	41.2%	40.9%
	65～74歳	対象者	2,834人	2,833人	2,670人
		受診者	1,379人	1,373人	1,267人
		受診率	48.7%	48.5%	47.5%
特定保健指導	40～74歳	対象者	133人	124人	131人
		実施者	95人	80人	90人
		実施率	71.4%	64.5%	68.7%
	65～74歳	対象者	88人	97人	96人
		実施者	66人	62人	67人
		実施率	75.0%	63.9%	69.8%

2 将来推計

2020年の国勢調査の値をもとにした、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計では、三好市の高齢化率（65歳以上の人口比率）は、2025年には51.0%となり、2030年に53%を超え、2045年には59.9%まで上昇すると見通されています。



※ 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計より

3 今後の重点課題

今期の計画期間中に団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年、三好市の高齢化率が 53%を超えるとみられる 2030 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年をも見据えた視点を持ち、地域包括ケアの実現のための方向性を踏まえ、3 年の計画期間のみならず、中長期的・視野に立った施策の検討が必要です。

(1) 計画の方向性に関すること

- 介護に携わるものすべてが地域包括ケアシステム構築に向けた意識を共有し、地域の特性に応じた包括的な支援・サービスの提供に向けて取り組むことが重要です。
- 地域で年齢や障害の有無等にかかわらず、すべての人が、自分らしく、それぞれに役割をもちながら社会参加できる地域づくりをしていくことが重要です。
- 介護予防・日常生活支援総合事業として、地域住民のボランティア等の多様な主体によるサービス提供が可能となっており、今後これらの活動を積極的に推進しながら、地域における介護予防の力を高めていくことが重要です。

(2) 介護予防・健康づくり・生きがいづくりに関すること

- QOL(生活の質)を高める「健幸寿命」の延伸を図り、住民一人ひとりの主体的な生活習慣改善による生活習慣病予防、早期発見・対応を目指した介護予防が重要です。
- 高齢者の社会参加が図られ、地域の担い手として役割をもつことにより、高齢者と社会とのつながりを確保し、生きがいの場づくりや環境づくりを目指すことが重要です。

(3) 認知症に関すること

- 高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増える中、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けていくために、多様な主体が協働しながら地域全体で支える体制づくりが必要となり、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ることが重要です。

(4) 移動・住まいに関すること

- 高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増える中、自宅からの外出が困難となっている現状を踏まえて、高齢者の移動支援を拡充して、高齢者が安全安心に暮らせる、やさしい地域づくりを進めることが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 三好市の目指す姿（基本理念）
- 2 計画推進における役割
- 3 施策の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1 三好市の目指す姿（基本理念）

高齢者を敬い、高齢者が住み慣れた地域で
健康で安全・安心に暮らせる三好市の実現

この計画は、三好市が直面している課題解決への指針として、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築し、高齢者はもとより、誰もが住み慣れた地域で、健康で安全・安心に尊厳のある生活を継続できるまちづくりの実現を目指します。



※～高齢者にやさしいお店の情報誌～「まごの手帳みよし」より

2 計画推進における役割

基本理念を達成するために、行政はもとより、医療機関やサービス事業所、地域や市民・高齢者自身も含め、三好市全体での取り組みが重要です。

今後の課題や基本理念等を踏まえ、それぞれの立場で次の役割について推進していきます。

(1) 市民・高齢者の役割

- 市民全体で、地域の高齢者を支えるインフォーマルサービスが根付いた社会づくりへの参加に努めます。
- 自己の健康づくり、介護予防に努めます。
- 支援が必要になった場合は、自分に合った適切なフォーマルサービスを利用します。
- 認知症を正しく理解し、認知症の人と家族が安心して生活できるよう地域で見守ります。

(2) 医療・介護サービス事業所等の役割

- 自立支援型ケアマネジメントに努めます。
- 本人の状態に応じた適切なサービス提供に努めます。
- 介護の担い手の確保、育成に努めます。
- 多職種による情報交換を行い、素早い対応が図れる体制づくりに努め、三好市とのさらなる連携強化を図ります。

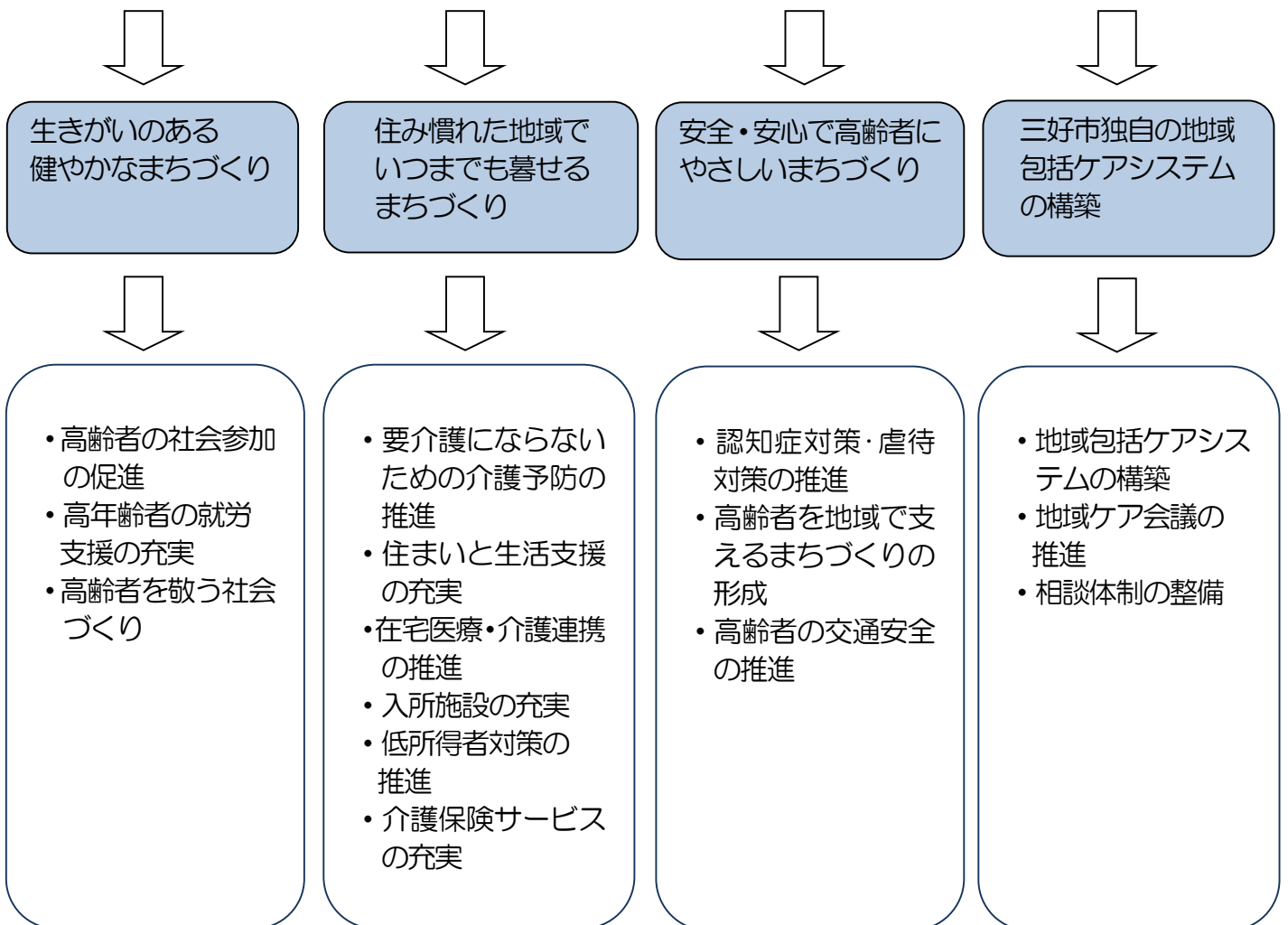
(3) 三好市の役割

- 高齢者が住み慣れた地域で安全安心に生活できるよう、高齢者福祉サービスを推進することに努めます。
- 高齢者のニーズや意向、取り巻く環境の変化を把握することに努めます。
- 介護と医療と福祉の連携を図ることは重要であり、三好市が中心となり、三好市独自の包括的な支援・サービス提供体制の構築に努めます。
- 認知症高齢者を支援する取組みの強化に努めます。
- 地域ケア会議では、個人で解決できない課題の共有によって、地域づくり・資源開発、政策形成等につなげ、さらなる支援の充実に努めます。

3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、次の体系に基づく取組みを進めていきます。

高齢者を敬い、高齢者が住み慣れた地域で
健康で安全・安心に暮らせる三好市の実現



第4章

基本理念の実現に向けた施策の展開

第1節 生きがいのある健やかなまちづくり

- (1) 高齢者の社会参加の促進
- (2) 高齢者の就労支援の充実
- (3) 高齢者を敬う社会づくり

第2節 住み慣れた地域でいつまでも暮せるまちづくり

- (1) 要介護にならないための介護予防の推進
- (2) 住まいと生活支援の充実
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 入所施設の充実
- (5) 低所得者対策の推進
- (6) 介護保険サービスの充実

第3節 安全・安心で高齢者にやさしいまちづくり

- (1) 認知症対策・虐待対策の推進
- (2) 高齢者を地域で支えるまちづくりの形成
- (3) 高齢者の交通安全の推進

第4節 三好市独自の地域包括ケアシステムの構築

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 相談体制の整備

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

第1節 生きがいのある健やかなまちづくり

(1) 高齢者の社会参加の促進

老人クラブ活動における社会貢献の促進

老人クラブは、地域での仲間づくりを通じて、生きがいや趣味だけでなく、健康づくりといった介護予防効果のある事業など社会活動等に取り組んでいます。引続き、地域で高齢者の生きがいや健康づくり等に取り組む老人クラブに対する支援を行います。

友愛訪問員による一人暮らし高齢者等の見守り活動について、それぞれがかかえる課題について情報共有できる研修会等が開催できるよう努めます。

三好市老人クラブ連合会等と連携を図り、単位老人クラブに対しシニアリーダー養成事業等を展開し、養成事業で習得した知識を、地域において普及活動に努めていただき、活躍していただけるよう努めます。

(2) 高年齢者の就労支援の充実

①シルバー人材センターの活用

シルバー人材センターは、高齢者に多様な就業の機会を提供する場として重要な役割を担っています。どのようなサービスが提供できるかをわかりやすく周知し、ニーズに合う人材の確保と高齢者が培ってきた知識や技術、経験等が社会に生かせるよう、シルバー人材センターの活用に努めます。

	2020年度	2021年度	2022年度
会員数	336人	328人	327人
就労延人数	19,998人	20,564人	18,471人

※各年度 実績数

②職業安定所（ハローワーク）との連携

超高齢社会に入っている現在、退職後も現役並みに活躍する「元気高齢者」の数も増えていることを受けて、高齢者が健やかに活躍できる社会環境を整えるためにも、職業安定所（ハローワーク）と連携を図って就労支援に努めます。

(3) 高齢者を敬う社会づくり

①長寿者慶祝訪問

長年にわたり社会の発展に尽力された高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、100歳の誕生日に自宅等を訪問し、祝状及び祝金を贈呈します。

	2020年度	2021年度	2022年度
100歳を迎えた人	15人	20人	24人

※各年度 実績数

②敬老祝金及び敬老会

・敬老祝金

当該年度に、節目を迎える方（77歳、88歳、99歳、100歳以上）に祝金を贈呈します。（9月1日が基準日）

	2020年度	2021年度	2022年度
77歳（喜寿）	307人	339人	387人
88歳（米寿）	327人	299人	343人
99歳（白寿）	32人	32人	24人
100歳以上	50人	56人	51人

※各年度 実績数

・敬老会

当該年度に77歳以上を迎える高齢者を対象に、地域において高齢者を敬愛する社会づくりの一環として、敬老会の開催を継続し、長寿を祝福します。また、今後の敬老会対象者数の推移や、運営団体の意向等を考慮しながら、実施箇所数の検討をしていきます。

	2020年度	2021年度	2022年度
対象者数	6,037人	5,866人	6,189人
参加者数	0人	0人	0人

※各年度新型コロナウイルス感染症蔓延のため敬老会中止

※対象者数は、各年度7月1日現在数

③ダイヤモンド婚・長寿夫婦祝

長年、苦楽を共にされてきたご夫婦を祝福するため、ダイヤモンド婚（結婚60年）及び長寿夫婦（結婚61年以上）を迎えるご夫婦をお祝いし、祝状・祝金（長寿夫婦は記念品）を贈呈します。

	2020年度	2021年度	2022年度
ダイヤモンド婚	33組	22組	16組
長寿夫婦	13組	5組	8組

※各年度 実績数

第2節 住み慣れた地域でいつまでも暮せるまちづくり

(1) 要介護にならないための介護予防の推進

①高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者は、高血圧や糖尿病などの慢性疾患の有病率が高く、要介護状態の原因となる脳血管疾患や糖尿病性腎症の透析予防などの重症化予防が重要となります。

2020年度から開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」により、75歳到達前的高齢者に対して実施する生活習慣病重症化予防と、75歳到達後の後期高齢者に対する生活習慣病重症化予防を一体化して推進していきます。

また、効果的に事業展開するため、庁内関係部署間の連携により、高齢期前からの健診受診を勧め、重症化予防・介護予防の普及に努めていきます。

・生活習慣病重症化予防

後期高齢者健診結果、糖尿病管理台帳等などから対象者を抽出し、重症化して要介護の状態にならないよう、保健師、管理栄養士が保健指導を実施します。

・低栄養予防

後期高齢者健診の結果、体重減少や食欲低下など低栄養のリスクが高い対象者に対し、フレイル予防のため保健師、管理栄養士が保健指導を実施し、必要に応じて介護予防サービスに繋がります。

・健康状態不明な方の健康状態の把握

健診未受診、医療機関未受診の方等への訪問を行い、健診受診勧奨や、必要に応じて医療受診や介護サービスに繋がります。

・フレイル予防のための普及啓発・健康教育・健康相談

通いの場において、百歳体操等の介護予防の普及に努めるとともに、保健師等の専門職によりフレイル予防に関する健康教育・健康相談を実施します。

ハイリスクアプローチ

	2020年度	2021年度	2022年度
個別支援実施者数	106人	149人	77人

※各年度 実績数

ポピュレーションアプローチ（通いの場での健康教室）

	2020年度	2021年度	2022年度
実施箇所	16箇所	18箇所	11箇所
参加人数	146人	288人	224人

※各年度 実績数

②健康な歯、口腔ケアの推進

庁内関係部署間の連携により、歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発を進めるため、歯科衛生士による地域での健康教室を実施していきます。

地域包括支援センターが実施している通所型介護予防サービスでの介護予防教室において、歯科衛生士による口腔機能の向上の支援に取り組んでいきます。

健康づくり課での節目歯科検診や、後期高齢者医療制度による歯科健康診査について周知していきます。

家族の送迎などができず通院が困難で、歯科受診ができない高齢者に対し、三好歯科医師会が実施している通院による診察が不可能な場合の訪問歯科診療の利用について周知していきます。

③運動機能の向上の推進

高齢期には、筋肉の減少や運動機能の衰えのため日常生活機能の低下が進み、要介護状態になる恐れが高くなります。これを予防するため、高齢者一人ひとりの状態や地域資源を活用しながら、生活改善運動の普及に努めます。

・きらめき元気アップ教室、水中運動教室

きらめき元気アップ教室では、運動機能の向上や栄養改善・口腔機能の向上などのプログラムを実施します。また、水中運動教室では、専門指導員により膝や腰に負担の少ない水中でのストレッチやウォーキング等を実施します。

きらめき元気アップ教室

	2020年度	2021年度	2022年度
登録人数	406人	356人	293人
実施延べ件数	4,480件	4,617件	5,597件

※各年度 実績数

水中運動教室

	2020年度	2021年度	2022年度
登録人数	21人	21人	13人
実施延べ件数	337件	17件	192件

※各年度 実績数

※2021年度はコロナ禍のため、4月のみ実施

・いきいき百歳体操

筋力低下の予防や認知症予防のために、高齢者が集う「通いの場（いきいき百歳体操）」の支援のため、フレイル予防の普及啓発や専門職による栄養・運動などに関する健康教育や個別指導を実施します。また、必要に応じて体成分分析装置を用いた科学的な結果を基に、目に見える形で自身のからだの状態を知り、食習慣の改善と運動への意欲付けを行います。

	2020年度	2021年度	2022年度
実施団体数	58箇所	61箇所	62箇所
利用人数	999人	1,028人	1,046人

※各年度 実績数

・介護予防通所型サービスC（のびのび教室）

基本チェックリストにより運動機能の低下がみられる高齢者を対象に、通所型介護予防事業での理学療法士による指導を短期集中的に実施し、重症化予防や介護予防について推進していきます。併せて、フレイルサポーターの方にも運営側としてフレイルチェックやフレイルに関する説明を行っていただき、地域で介護予防に取り組めるよう支援していきます。

	2020年度	2021年度	2022年度
参加者数	0人	0人	49人

※各年度 実績数

※2020年度、2021年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

（2）住まいと生活支援の充実

① 高齢者等タクシー利用助成事業

三好市に居住する65歳以上の高齢者等（交通手段を持たない等条件あり）を対象に、日常生活に必要な外出にタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより、外出支援または経済支援を実施します。

また運転免許返納後に運転経歴証明書の発行を受けた人に対して3,000円のタクシー券を支給することを周知し、免許返納のきっかけづくり、高齢者の交通事故予防と家族の安心確保に努めます。

登録者数

	2020年度	2021年度	2022年度
三野	76人	81人	71人
池田	436人	452人	443人
山城	142人	149人	131人
井川	75人	109人	98人
東祖谷	15人	12人	16人
西祖谷	24人	39人	48人
合計	768人	842人	807人

※各年度 実績数

② 緊急通報体制整備事業

65歳以上の一人暮らし高齢者で、心身の障害又は疾病等により日常生活において健康上の注意を要する状態である高齢者や、災害時要配慮者となりうる75歳以上の高齢者のみで構成される世帯、または、寝たきりや重度の身体・知的障害者を在宅で介護している高齢者に対して、緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速且つ適切な対応を行い、高齢者の不安や孤独感の解消を目的として実施します。

この事業は、地域協力員となる近隣住民等が重要な役割を果たす事業ですが、地域協力員となる担い手の高齢化がすすみ、協力員を確保することが困難となっています。最近では、設置したものの入退院を繰り返すことによる休止や、施設入所により廃止につながるものが多く、利用者は減少傾向にあります。事業所と協議しながら連絡体制の改善も踏まえ、利用者やその家族が安心して利用できる体制づくりに努めます。

	2020年度	2021年度	2022年度
三野	10台	10台	10台
池田	75台	68台	58台
山城	47台	42台	40台
井川	8台	5台	5台
東祖谷	22台	21台	18台
西祖谷	10台	14台	14台
合計	172台	160台	145台

※各年度 実績数

65歳以上の一人暮らし高齢者

	2020年度	2021年度	2022年度
設置台数	167台	155台	142台

※各年度 実績数

75歳以上の高齢者のみで構成される災害要援護者

	2020年度	2021年度	2022年度
設置台数	5台	5台	3台

※各年度 実績数

③ 高齢者住宅改造促進事業

高齢者ができる限り住み慣れた家で自立した生活を継続するために、徳島県の長寿社会づくり支援費補助金制度を利用し、生活しやすくするための住宅改造を促進することにより、高齢者の生活の質の向上を図ることを目的として実施します。

何らかの介助を必要とする要支援、要介護の65歳以上の高齢者のいる世帯で、全世帯員の前年度所得が所得税非課税である世帯に属する高齢者に対し、高齢者が生活しやすい住宅に改造するための助成対象経費（上限90万円）の2/3を助成します。

	2020年度	2021年度	2022年度
助成数	0件	0件	2件

※各年度 実績数

④ 関係部署との連携やインフォーマルサービスの利用促進

一人暮らし高齢者の割合の増加や高齢者の日常生活動作の低下により、通院や買い物（食料品や生活用品）などが自身で取り組めなくなるなどの生活環境の課題から、自宅での生活を断念せざるを得ない状況が生み出されてきています。地域での包括的な支援や官民で取り組まれるサービスを活用し、在宅での生活が継続できるよう支援に努めていきます。

・高齢者の暮らしの手引き

三好市や徳島県、三好市社会福祉協議会などで実施されている事業について、冊子にまとめ、高齢者を支援する人や団体に配布することで、支援体制やサービス利用の促進に努めていきます。なお、冊子については2024年度改訂予定です。

・まごのて手帳みよし

高齢者の方が利用できる配達や訪問などのさまざまなサービスを提供しているお店の情報を掲載した冊子・まごのて手帳みよしを、2017年7月に発刊しました。情報の更新のため、2019年9月に第2版を発刊し、2024年度に第3版を発刊予定です。

まごのて手帳みよしを、民生委員や介護支援専門員、各種団体に配布したり、利用状況のアンケートを実施することで、高齢者の見守りや支援体制の構築に取り組んでいきます。

⑤ 生活支援体制整備事業の推進

高齢者が多様な生活支援・介護予防サービスを利用できる地域づくりを実現するために、日常生活における支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことが必要となります。行政のみならずボランティア、NPO、民間企業、地域団体との協働を通じて高齢者をはじめとした住民が主体的に地域に関わり、多様な主体を活用しながら、地域の実情にあわせた高齢者の支援体制を整備していきます。

生活支援体制整備に向けた調整役として生活支援コーディネーターを設置し、地域のネットワークを生かしながら地域の互助力を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、要介護状態とならずに健康状態を維持していくこと、「健幸寿命」を延ばしていくことが必要となります。地域における多様な人材の発見・育成を通して、地域住民主体による介護予防サービスを積極的に推進し、高齢社会に強い地域づくりを目指していきます。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

① 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関や介護事業所等の住所・機能などを記載した事業所一覧表の作成や、「まごのて手帳みよし」に訪問診療や認知症相談医療機関、サロンや通いの場などの情報を掲載することで、周知を図ります。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出

地域ケア会議の開催などにより、医療機関や介護事業所・地域団体などから課題や問題について意見を聴取し、情報共有を図ります。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」において、医療・介護・保健情報のデータから地域の課題を抽出し、関係機関へ情報提供するとともに、効果的な事業展開に繋がられるよう努めていきます。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

高齢者の入退院時におけるケアマネジャーと医療機関との連絡票を活用し、退院時のカンファレンスの際に適宜専門職や担当ケアマネジャーが参加できる環境を整えることで、高齢者の退院後の生活が円滑に進むよう支援をしていきます。

④ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

地域の医療機関や介護事業所などから、相談を受け付け、情報提供連携調整を行っていきます。

	2020年度	2021年度	2022年度
医療機関からの相談	31件	41件	50件
介護事業所からの相談	83件	70件	69件

※各年度 実績数

⑤ 地域住民への普及啓発

「通いの場」において、介護予防や健康教育などの普及に努めるとともに、医師会などが実施する研修会に参加し、情報共有を図っていきます。

⑥ 医療・介護関係者の情報共有の支援

ケアマネジャーと医療機関において連携シートを活用し、適切な医療が受けられるよう認知症初期集中支援チームから、かかりつけ医へ情報を提供します。

⑦ 医療・介護関係者の研修

ケアマネジャーや医療関係者など、多職種を対象とした研修を計画・実施していきます。

(4) 入所施設の充実

① 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、在宅において生活していくことが困難な高齢者等を措置する施設です。

急速な高齢化に加え、核家族化による高齢者単身世帯、高齢者のみで構成される世帯の増加により、在宅で生活をしていくことが困難な高齢者が増加しています。三好市内養護老人ホームの入所定員は、徳島県が策定している徳島高齢者いきいきプランにより当面、現状維持であるため、今後も、入所措置が必要な高齢者を把握し、円滑な措置を実施していくとともに、要介護状態となった入所者に対して、介護保険サービスが円滑に受けられるよう、居宅介護支援事業所等と連携し、入所者への適切な対応を図ります。

また、敬寿荘については2020年4月1日より指定管理により運営が行われているため、今後も三好市は適正な施設運営がなされるよう助言、指導を行います。

三好市からの措置者数

施設名称	定員	2020年度	2021年度	2022年度	運営
三好市養護老人ホーム敬寿荘	41人	40人	40人	37人	池田博愛会
三好市養護老人ホーム若宮荘	30人	29人	27人	22人	三好市
養護老人ホーム健祥会頼朝	50人	48人	46人	44人	健祥会
養護老人ホームしのめ	29人	29人	28人	27人	健祥会
三好市内施設 (入所率)	150人	146人 (97.3%)	141人 (94.0%)	130人 (86.6%)	
三好市外施設		12人	10人	9人	
合計		158人	151人	139人	

※各年度 実績数

② 生活支援ハウス

60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、独立して生活することに不安のある高齢者に対し、「介護機能、居住機能、交流機能」を総合的に提供し、高齢者が安心して健康に生活がおくれることを支援する施設です。現在指定管理により運営を行っていますが、今後も充実した居住環境の資質向上を目指し、三好市は適正な施設運営がなされるよう助言、指導を行います。また円滑な入所手続きができるよう努めます。

三好市が設置主体になっている生活支援ハウス

施設名称	所在地	定員
三好市生活支援ハウス	三好市山城町大野字大寺508番の2	18人

	2020年	2021年	2022年
入所者	12人	12人	14人

※各年4月1日現在

③ 介護保険施設等

高齢者をとりまく社会環境、生活環境、経済環境は常に変化し、急激な変化に適応しきれないことも多くなっております。特に認知症高齢者や重度要介護高齢者ほど自宅で生活することが難しく、本人とその家族は福祉サポートを必要としています。環境や心身の状況に応じて、低所得者であっても、居宅と施設の介護を選択できるよう入所施設を整備していくことを、介護保険事業計画に基づいて、みよし広域連合介護保険センターと協議していきます。

・有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるため、自宅と介護施設の中間に位置するような住宅が増えており、生活面で困難を抱える高齢者も多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取り組みも進められています。こうした状況を踏まえ、徳島県と三好市の情報連携強化を図ります。

(5) 低所得者対策の推進

① 生活困窮者に対する相談支援の充実

生活困窮者自立支援法に基づき、庁内関係部署間の連携により、高齢者が生活保護に至る前の段階において自立できるよう、相談支援を実施していきます。

② 社会福祉法人等による介護保険サービス低所得者利用負担軽減制度

低所得で特に生計が困難である者に対して、「三好市社会福祉法人等による介護保険サービス低所得者利用者負担軽減制度事業実施要綱」に基づき、対象費用の額の4分の1の額を補助することにより介護保険サービスの利用促進と介護保険法の円滑な実施を図ります。また本制度についての周知を図ります。

(6) 介護保険サービスの充実

山間地介護保険特別支援事業

三好市内の中山間地域（池田町三縄地区・山城町・西祖谷山村・東祖谷）にあっては、厚生労働大臣が定める地域について、介護サービスの介護報酬単位に15%の加算を行う制度（特別地域加算）が実施されておりますが、民家が広範囲に点在しており、長距離かつ道路事情も悪いために、訪問に多くの時間を要し、介護サービスの効率的な運営が困難で事業者の参入が進まない現状にあります。中山間地域の住民に対する訪問・通所介護サービスの提供を行う事業者に対して補助を行うことにより、本来必要な在宅サービスが充実し、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう努めます。

第3節 安全・安心で高齢者にやさしいまちづくり

(1) 認知症対策・虐待対策の推進

① 認知症対策総合施策の推進

今や認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気であり、高齢化が急速に進む三好市においても、その対策は喫緊の課題となっています。認知症になっても希望を持って生活でき、認知症の人や家族の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し「認知症施策推進大綱」に則りながら、各施策の推進に取り組んでいきます。

また、認知症基本法施行に伴い、今後国が策定する「認知症施策推進計画」を踏まえ、認知症対策の取り組みを進めていきます。

○ 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

「認知症サポーター」は認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者で、現在の認知症サポーター数は、3,185人（2023年3月末現在）です。特に認知症の人と関わる機会が多い小売業、金融機関や公共交通機関等、地域や職域・学校を単位とした認知症サポーター養成講座の開催に引き続き取り組んでいきます。

また、サポーター養成講座を受講した方や、キャラバンメイトの方が地域で活動する機会を持てるよう取り組みを進めます。

毎年9月21日～10月20日の徳島県認知症対策普及・啓発推進月間には、認知症を正しく理解し認知症予防の知識を得る機会として普及・啓発イベント等を継続して開催していきます。

※認知症サポーター数：キャラバンメイトとサポーター養成講座受講者数を合算した数値

○ 適時・適切な医療や介護の提供

・発症予防の推進

運動や口腔機能の向上、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防や社会参加による社会的孤立の解消など、日常生活における取り組みが、認知症の発症を遅らせることにつながることから、「通いの場」や「サロン活動」など、地域の実情に応じた取り組みを推進していきます。また、庁内関係部署間の連携を図り、特定健診の受診を促し、生活習慣病重症化予防や「高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業」の実施に取り組み、通いの場を活用してのフレイル・認知症予防の健康教育を実施していきます。

・早期診断・早期対応のための体制整備

地域包括支援センター内に、三好市認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センター、かかりつけ医、認知症サポート医が連携を図り、早期診断・早期対応に取り組んでいます。医療機関受診や介護保険サービスに繋げることが課題としてあり、引き続き早期診断・早期対応が行えるよう、更なる質の向上を図り、連携を強化していきます。

○ 若年性認知症の人への支援・社会参加支援

若年性認知症の人が利用できるサービスが少ないことが課題となっています。発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下しても、可能な限りできることを続けられ、適切な支援を受けられるよう、企業やハローワーク等とも連携した就労継続支援や相談に対応できる体制づくりに取り組んでいきます。

○ 認知症の人やその家族を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

認知症の人を支える側の視点だけでなく、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症の人が自らの言葉でメッセージを発信する機会の創出、本人や家族が話をしやすく相談しやすい雰囲気を作る「オレンジカフェ(認知症カフェ)」の開催に、引き続き取り組んでいきます。また、本人・家族を含む地域サポーターと多職種の職域サポーターがチーム(チームオレンジ)となり支援できるよう、認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援ができるよう取り組んでいきます。

地域包括支援センターの総合相談業務、保健所の精神保健福祉相談事業の活用による精神科医の相談が身近に受けられる機会を確保するなど、関係機関と連携しながら、相談体制についても充実をしていきます。

さらに、認知症高齢者等の行方不明防止に対する取り組みとして、2021年10月に三好警察署と「つながろう三好ネットワークに関する協定書」を締結し、「つながろう三好ネットワーク事業」を開始しました。認知症の人が行方不明になった時、三好警察署や協力隊員と情報共有し、搜索支援を行うなど、認知症になっても住み慣れた地域で安心して外出したり、日常生活を送ることができるよう支援していきます。

・つながろう三好ネットワーク事業の登録者 12人(2023年3月末)

※三好市に居住する方で、認知症状があり、支援が必要と認められる方で申請のあった人

・つながろう三好協力隊員・協力団体数 218件(2023年3月末)

※日常的に見守りしていただきながら、認知症の方が行方不明になった時に、可能な範囲で搜索に協力してもらえる方。登録単位としては、個人、団体、事業所。

② 高齢者の虐待の防止

高齢者虐待を未然に防ぐためにも、家族・介護者等の養護者に対して、その負担を軽減するための支援を行うとともに、市民への啓発や相談窓口の周知に取り組んでいきます。

高齢者虐待についての相談・通報があった場合には、個別地域ケア会議の開催とあわせ、調査・介入の実施とともに、サービスの申請や受給へ繋ぐような取り組みなどで対応をしていきます。

	2020年度	2021年度	2022年度
相談・通報件数 (うち虐待判断)	12件 (2件)	5件 (2件)	2件 (0件)

※各年度 実績数

③ 高齢者の権利擁護の充実

高齢者が地域で安心して日常生活を送り続けることができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用・促進・啓発に取り組んでいくとともに、相談や苦情に適切に対応できる体制づくりに取り組みます。

とりわけ、成年後見制度については、これまでも必要な事例に対しては、市長申立を実施してきましたが、専門職との連携強化、相談対応業務の質の向上を図る目的で、2023年3月1日に、成年後見制度における中核機関として、「三好市権利擁護センター」を設置しました。

三好市権利擁護センターでは、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職を交えた定例の検討会を開催することで、権利擁護相談に対し、より専門的な視野を持った支援を行っています。

今後は、三好市権利擁護センターを中心としながら、他の権利擁護事業との連携や相談窓口の機能強化だけでなく、司法関係者や医療関係者、福祉関係者などを巻き込んだ、アウトリーチの方法の確立や連携のあり方についても検討していきます。

	2020年度	2021年度	2022年度
相談件数	6件	12件	18件
(うち市長申立実施)	(4件)	(5件)	(10件)

※各年度 実績数

(2) 高齢者を地域で支えるまちづくりの形成

① 高齢者の消費者トラブル

消費者情報センターなどに寄せられる高齢者からの相談件数は、全相談件数の3割を超えるなど増加傾向にあり、認知症高齢者等を狙った事案も増加しています。

消費者被害の事例の多くは、単に消費行動における問題発生というわけではなく、本人の判断能力の低下や支援者の不足などの複合的・横断的課題を抱えています。このため、三好市としても、消費者被害防止にかかわる周知や関係機関との連携強化とともに、ネットワークづくり・地域づくりに取り組んでいくことが重要です。「みよし消費生活センター」や福祉関係部局、三好警察署、徳島県弁護士会などで構成される「三好市・東みよし町消費者被害防止協議会」を通じた関係機関の連携強化に取り組んでいきます。

② 自殺予防の推進

日本における自殺者は2003年の34,427人をピークとし、2009年の32,845人から2019年の20,169人と10年連続で減少していましたが、その後は増加傾向を示し、2022年には21,881人となっています。一方、徳島県の自殺者数は、増減はあるものの減少傾向にあり、2022年の自殺者数は89人で、全国で2番目に少ない数値となっています(三好市の2018年から2021年の自殺者の平均は2.3人)。このうち、高齢者の自殺者の割合は、日本全国では約3.5割、徳島県では5割弱となっており、徳島県は全国平均より高い割合となっています。

高齢者の自殺特有の要因として、「身体的負担」「家族などへの精神的負担」「喪失感と孤立」が挙げられることから、介護や看護に対する支援や見守り体制の強化を図ります。

また、自殺予防対策は、高齢者だけでなく、すべての世代に対して取り組む必要があることから、自殺予防相談窓口である健康づくり課や生きる支援活動を行っている関係団体と連携・協働し、自殺予防週間（9月10日～9月16日）や自殺対策強化月間（3月）において、自殺予防の啓発による理解の促進を図ります。

③ 高齢者見守りに関する協定の推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、いつまでも安心して生活が続けられるよう支援するため、高齢者の見守りに関する協定について、医療機関や民間事業所と協力していただけるよう推進するとともに、協定した事業所などと連携強化を図ります。

見守り協定事業所数

事業所	
徳島新聞専売所	5事業所
社会福祉法人	6法人
生活協同組合	1事業所
セブン・イレブン・ジャパン(市内5店舗)	
株式会社サンシャインチェーン・とくし丸	

④ 思いやり声かけ運動の実施

高齢者、特に認知症の方が交通事故に遭うことを防止する取り組みとして、三好市思いやり声かけ運動を周知することに努めます。また、地域の行事など社会参加するための移動手段として、電動シルバーカーを利用する高齢者も多いことから、高齢者の交通安全意識の向上を、三好警察署及び三好地区交通安全教育推進協議会と共に取り組むことに努めます。

⑤ 災害時の支援

災害発生時には、高齢者はもとより、「災害時要配慮者」になりうる者への支援を迅速かつ適切に実施するために、日頃から関係部局と情報を共有して災害時に必要となる物資や人材の確保を調整し、支援体制を整えることが重要です。防災計画、地域福祉計画と調和を保ちながら、庁内関係部署間や、消防団、自主防災組織と連携をとり、防災訓練等を実施するとともに、避難場所となる公共施設についても、消防用設備等点検を実施し安全確保を図ります。

また、在宅において被災した介護を要する高齢者の緊急の受け入れ先として、民間福祉施設にも協力を依頼し、福祉避難所の確保に努めます。

高齢者は罹災のリスクが高いことも考えて、日常的に社会福祉協議会、地区住民福祉協議会、介護サービス事業所等と連携しながら地域の見守り体制を強化して状況を把握し、災害

時に迅速に安全の確保ができるよう努めます。

⑥ 感染症に対する対策

感染力の高い新型ウイルスによる疾病が発生した場合、公共福祉施設及び民間福祉施設に危険度に応じた予防対策の周知と徹底を促し、庁内関係部署間や、社会福祉協議会、その他社会福祉法人とも連携をはかりながら、地域全体で感染拡大を防止する環境の整備に努めます。

高齢者は感染時の身体へのリスクが若年者よりも高いことを考慮しつつ、QOL（生活の質）も可能な限り保持していくために、適切な感染予防対策を講じながら高齢者の保健福祉に係る活動が継続的に実施できるよう努めます。

(3) 高齢者の交通安全の推進

高齢者交通安全教室の開催

高齢化が進むにつれて、高齢運転者の交通事故が増加しています。高齢者の交通安全を推進するには、高齢者自身が自発的に交通安全行動を実践し、理解していくことが重要です。関係団体と連携し、高齢者の交通安全教室を開催し、推進していきます。

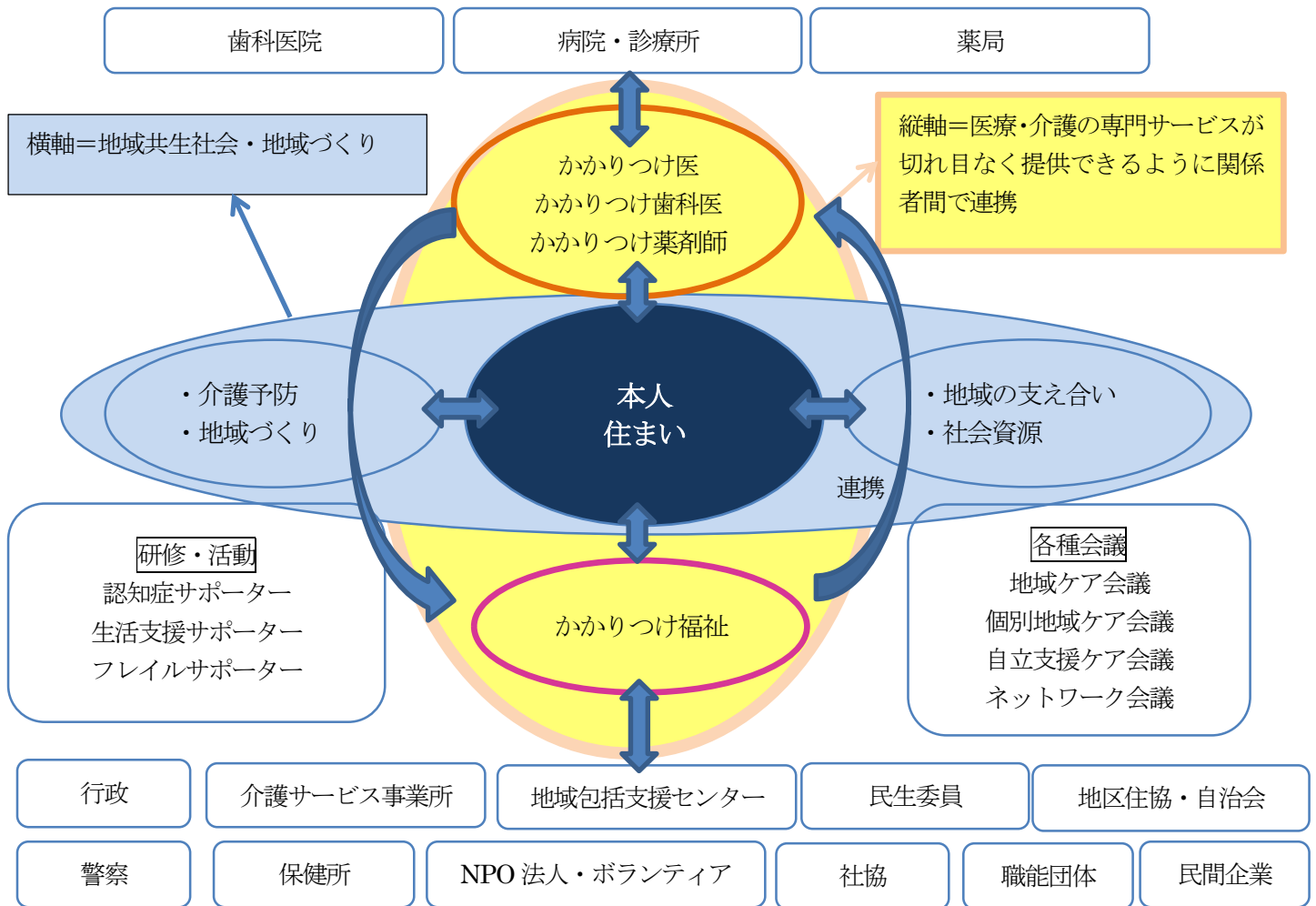
第4節 三好市独自の地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、高齢者をはじめとする誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らせる仕組みとして、住まいを中心に、その状態に応じて介護や医療・生活支援を一体的に提供できる体制を整えていくものです。

これまで、地域ケア会議において、地域の現状や課題の分析を行い「三好市地域包括ケアシステム構築方針」を策定し、医療・介護・福祉連携や認知症支援・地域包括ケアシステムの推進・深化の分野ごとに課題を出し合い、将来像に向けた方針・具体的な取り組み例について協議してきました。

地域ケア会議の中で、多くの事例や地域の取り組み例を出し合い、議論を深めるなかで、自分の意思に沿った生活をするためには地域社会とつながりがあり、何でも相談できる人が身近に居ることが大切であると規定し、三好市のテーマを「つながろう三好」としています。そして、これを基に、自分の可能性や生きる力を発揮し、自分らしい生活を続けられる地域包括ケアシステムが、地域住民の皆様の身近なものになるように構築方針を示します。



三好市の特性に応じた地域包括ケアシステムの体系として、本人と住まいを中心に、横軸に地域共生社会、地域づくりを置き、縦軸に医療・介護・福祉サービスが連携しながら提供できる姿を目指します。かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持つように、身近に福祉相談ができる「かかりつけ福祉」を作ること提案し、地域における具体化に取り組んでいきます。

(2) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議とは、高齢者を地域で包括的・継続的に支援する事業を効果的に実施するため、介護支援専門員や保健・医療・福祉に関する専門職の多職種共同により個別事例を検討していくことで、地域課題を把握し、地域のネットワーク構築やケアマネジメント支援を推進していくものです。

三好市では、「個別地域ケア会議」と「地域ケア会議」、「自立支援ケア会議」の3つのケア会議を実施しています。個別地域ケア会議では、多職種(介護、保健、医療、福祉、法務関係者)や民生委員、地域関係者などが、さまざまな視点から個別事例を検討し、課題に対する具体的な対応策の多様化を図ります。地域ケア会議では、個別事例の検討から明らかになった地域課題について、地域包括支援ネットワークの構築や社会資源の開発、政策形成機能の強化を図っていきます。自立支援ケア会議では、高齢者の生活課題や介護支援専門員が作成したケアプランについて、多様な専門職(医師、薬剤師、歯科衛生士、理学療

法士、作業療法士、栄養士、主任介護支援専門員等)から専門的な助言を得ることで、自立支援に資するケアマネジメントの質を高めるとともに、今後の支援方法を検討していきます。

個別地域ケア会議

	2020年度	2021年度	2022年度
開催数	6回	6回	3回

地域ケア会議

	2020年度	2021年度	2022年度
開催数	2回	2回	2回

自立支援ケア会議

	2020年度	2021年度	2022年度
開催数	1回	0回	1回

※2021年度はコロナ禍のため中止

(3) 相談体制の整備

地域包括支援センター総合相談業務

本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じて、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的なフォローを実施していきます。

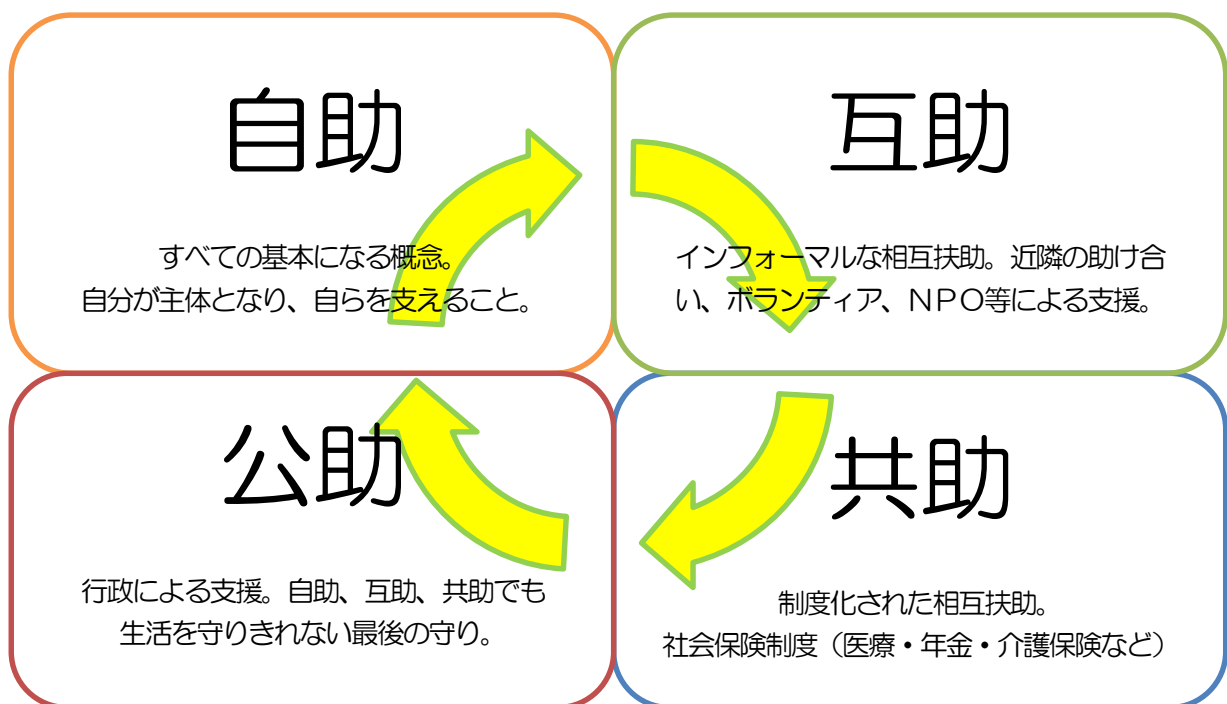
地域包括支援センターによる高齢者にもわかりやすいワンストップサービスを心がけ、今後もあらゆるサービスの調整を行う拠点として活動していくことに努めます。

区分	2020年度	2021年度	2022年度
介護保険申請・サービスに関すること	366件	352件	348件
認知症に関すること	52件	55件	51件
生活支援連絡制度に関すること	26件	28件	29件
保険・医療に関すること	27件	19件	18件
成年後見制度に関すること	6件	12件	18件
施設入所に関すること	6件	17件	9件
高齢者虐待に関すること	8件	3件	6件
福祉全般に関すること	8件	14件	12件
その他	53件	95件	27件
合計	552件	595件	518件

地域包括ケアシステムを支える「自助・互助・共助・公助」

地域包括ケアシステムを構築するためには、「自助・互助・共助・公助」の視点から、支援を必要とする方への包括的な支援やサービス提供体制を考える必要があります。

地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、それぞれの地域の特性を活かし「自助」を基本としながら、「互助」「共助」「公助」を適切に組み合わせることが重要です。特に、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加することから、多様化する生活支援ニーズに対応するため「互助」「共助」を軸とする地域のささえあいも重要になります。



自助：自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力です。

互助：家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力です。また、それらの活動を発展させると、地域住民などによるボランティア活動やNPO（非営利団体）などによる、システム化された支援活動となります。

共助：制度化された相互扶助。医療・年金・介護保険・社会保険制度など。

公助：自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対して、最終的に対応する制度です。（生活困窮に対する生活保護や、虐待問題に対する虐待防止法などが該当します。）

第5章 アンケート結果による現状

現状調査結果

第5章 アンケート結果による現状

現状調査結果

本現状調査は、2024（令和6）年度からスタートする「高齢者保健福祉計画（第10次）：介護保険事業計画（第9期）」の基礎資料とするため、国が示した調査票をもとに、みよし広域連合介護保険センターが実施しました（※日常生活圏域ニーズ調査）。

○調査概要

（1）調査対象者

2022年10月1日現在、65歳以上の方（要介護1～5、介護施設入所者、入院者を除く）のうち、無作為抽出した4,000人（三好市2,730人、東みよし町1,270人）

（2）実施期間

2022年12月12日（月）～2023年1月4日（水）

（3）回収状況（三好市分）

配布数	有効回答数	有効回答率
2,730人	1,796人	65.79%

年齢、性別

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
人数	293人	360人	357人	385人	401人	1,796人

	前期高齢者		後期高齢者		計
男性	310人	小計	480人		1,796人
女性	343人	653人	663人		

（4）調査方法

郵送で対象者に配布後、回答用紙を返信用封筒にて回収

（5）留意点

分析結果を見る際の留意点は以下のとおりとなっています。

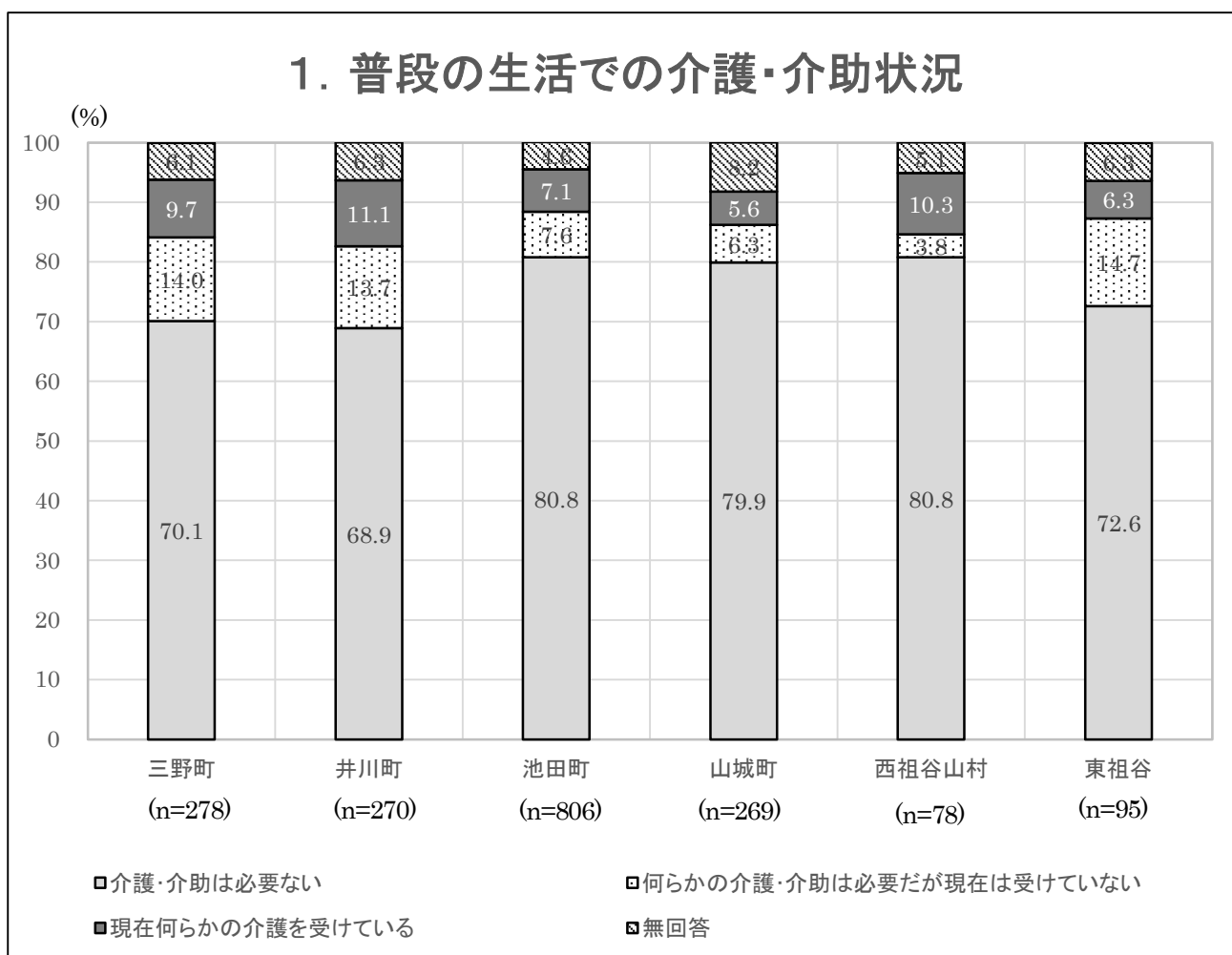
- ・単一回答における構成比（％）は、百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100％と一致しない場合があります。
- ・構成比（％）は回答人数を分母として算出しています。

○調査結果

(1) 介護・介助の状況

日常生活の中での、介護・介助の必要性をみると三好市全体で、76.8%の方が「介護・介助は必要ない」と最も多く回答しています。次いで、9.5%の方が「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と回答しており、あわせて、86.3%となっています。

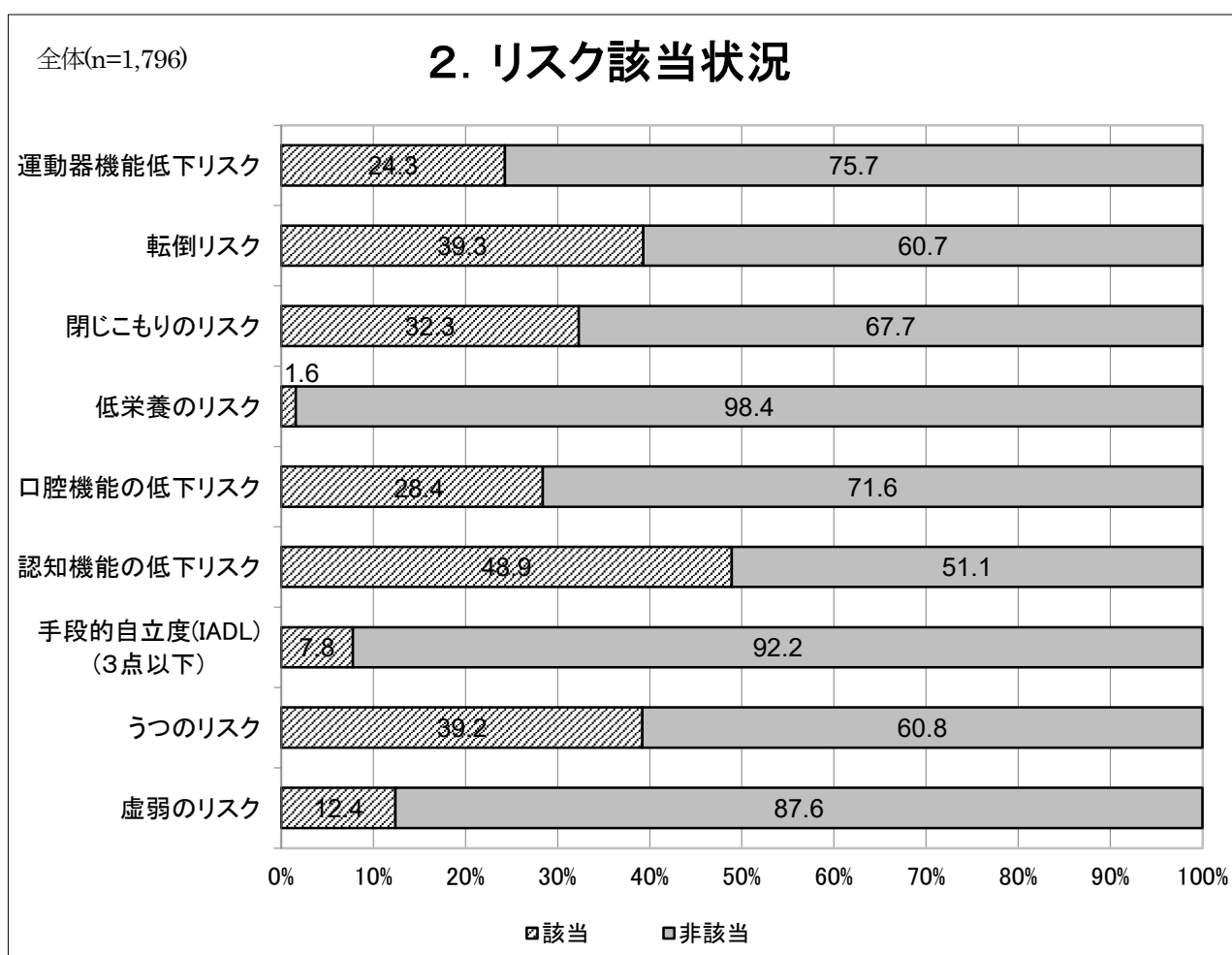
一方で、現在、何らかの介護・介助を受けている方は、8.0%に留まっています。旧町村別では、以下のとおりとなっています。



(2) リスク該当状況

高齢になるにつれ、発生する各種リスクの該当状況は下記のとおりで、全体で認知機能の低下48.9%、転倒リスク39.3%、うつ病のリスク39.2%、閉じこもりのリスク32.3%、口腔機能の低下28.4%、運動器機能の低下24.3%、虚弱のリスク12.4%、手段的自立度(IADL・3点以下)7.8%、低栄養リスク1.6%の状況となっています。

全部の項目で、介護度が高いほど該当・低得点の傾向になっています。

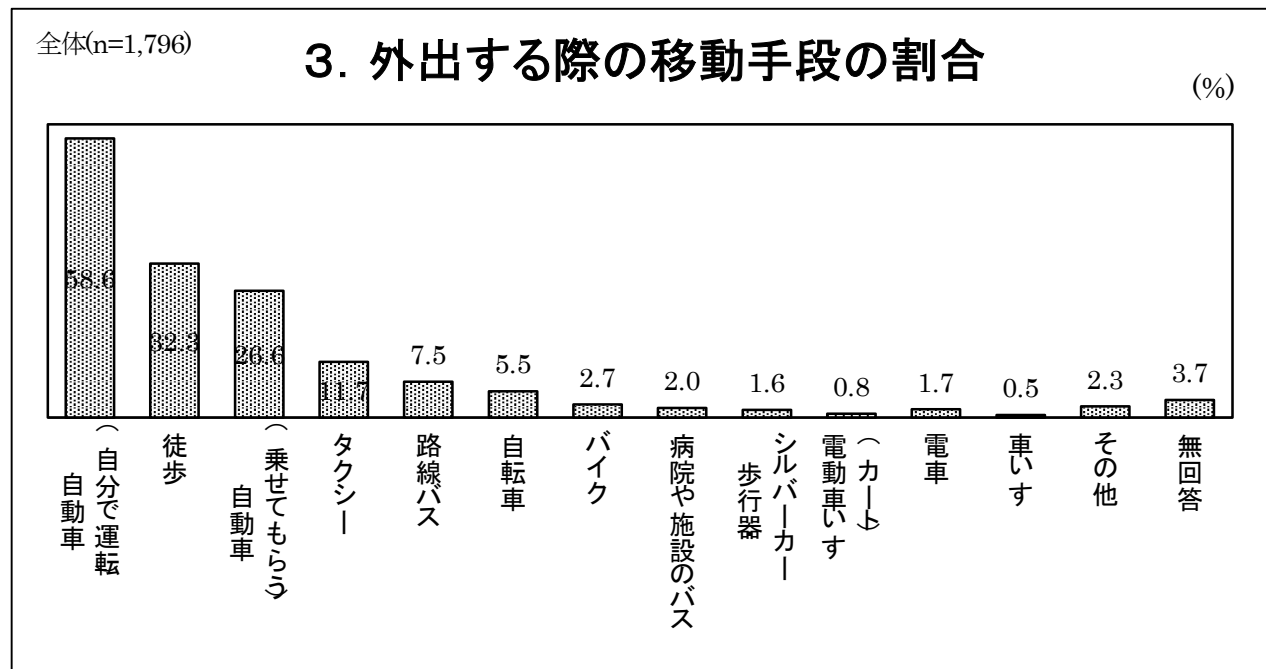


※ IADL：買い物・洗濯・掃除・料理・金銭管理・服薬管理・交通機関の利用・電話の対応などの手段的日常生活動作

(3) 外出する際の移動手段

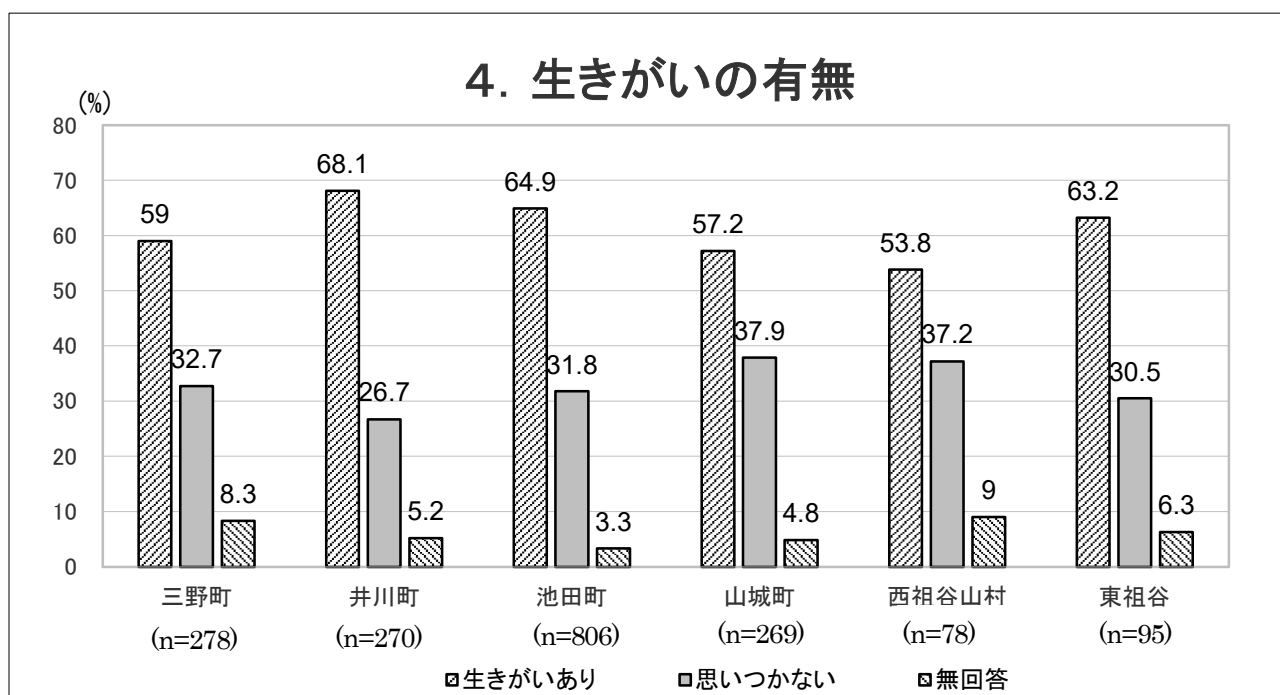
外出をされる方の移動手段としては、自動車(自分で運転)の58.6%が最も多く、次いで、徒歩32.3%、自動車(乗せてもらう)26.6%となっています。

また、タクシーでの移動も、11.7%と比較的高い数値となっています。



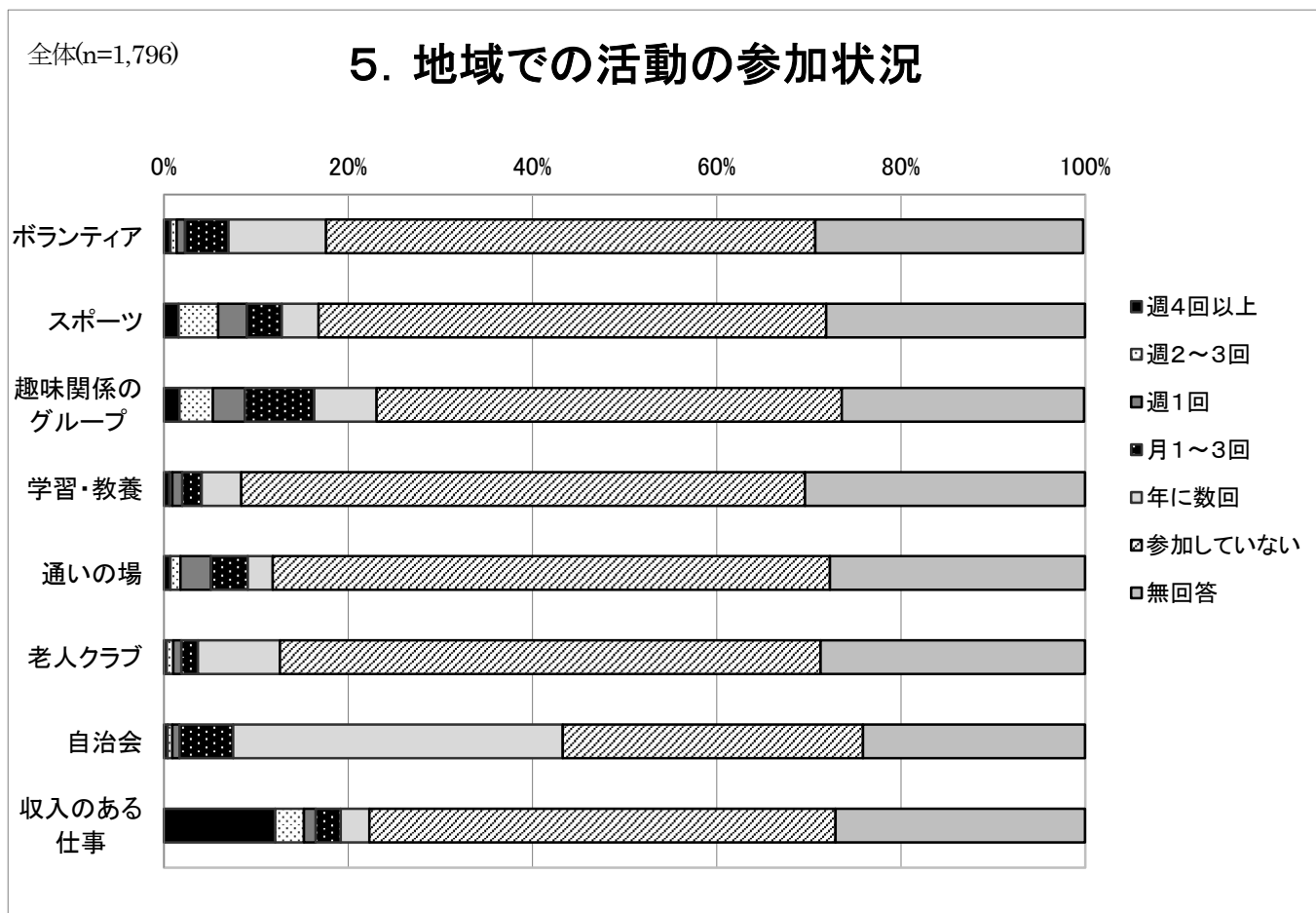
(4) 生きがいの有無

三好市全体で、「生きがいあり」は、62.8%、「思いつかない」32.2%となっています。旧町村では、井川町が68.1%、池田町が64.9%と高くなっています。結果は、下記のとおりとなっています。



(5) 地域での活動の参加状況

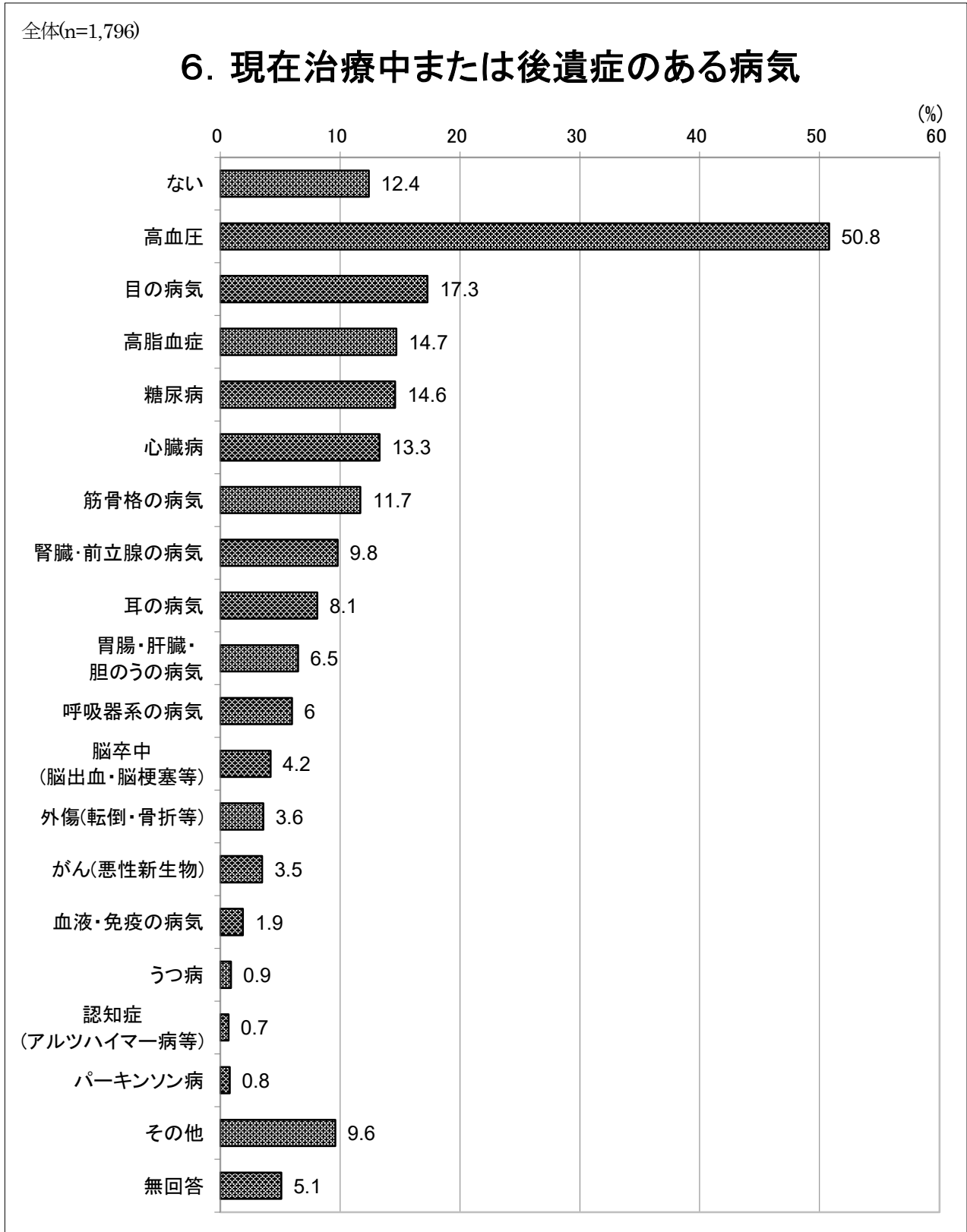
地域での活動の参加状況は、最も参加が多いのは、自治会の43.3%で、次に、趣味関係のグループ23.1%、収入のある仕事22.3%、ボランティアグループ17.6%、スポーツ関係グループ16.8%の順となっています。



	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加なし	無回答
ボランティアのグループ	0.7	0.7	0.9	4.7	10.6	53.1	29.1
スポーツ関係のグループやクラブ	1.6	4.3	3.1	3.8	4.0	55.1	28.1
趣味関係のグループ	1.7	3.6	3.5	7.5	6.8	50.5	26.3
学習教育のグループ	0.6	0.3	1.1	2.1	4.3	61.2	30.4
いきいき100歳体操などの 介護予防のための通いの場	0.7	1.1	3.3	4.0	2.7	60.5	27.7
老人クラブ	0.3	0.7	0.9	1.8	8.9	58.7	28.7
自治会	0.4	0.5	0.8	5.8	35.8	32.6	24.1
収入のある仕事	12.1	3.1	1.3	2.7	3.1	50.6	27.1

(6) 疾病の状況

現在治療中、または後遺症のある病気は、高血圧が50.8%と最も高く、次いで、目の病気、耳の病気が17.3%、高脂血症14.7%となっています。治療中・後遺症の病気がないという方は12.4%となっています。



第6章 活動事例

活動事例の報告

第6章 活動事例

活動事例の報告

○ 地域住民主体によるサービスB

三好市では、高齢化・人口減少とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、住民主体によるサービスの事業化を加速させています。

2017年度に介護予防・日常生活支援総合事業が創設されて以降、訪問型サービスBについては、2019年度に1箇所、2023年度に1箇所開始しています。また、通所型サービスBについては、2018年度に1箇所、2019年度に3箇所、2020年度に1箇所、2023年度に4箇所で開始しており、住民主体の支援活動が広がっています。この介護予防・日常生活支援総合事業の展開が、既存の介護サービスとともに、住民の健康の維持・増進に寄与しています。

【 通所型サービスB 】

加茂野宮友愛会（三野町）



櫛生ふれあいサロン（西祖谷山村）



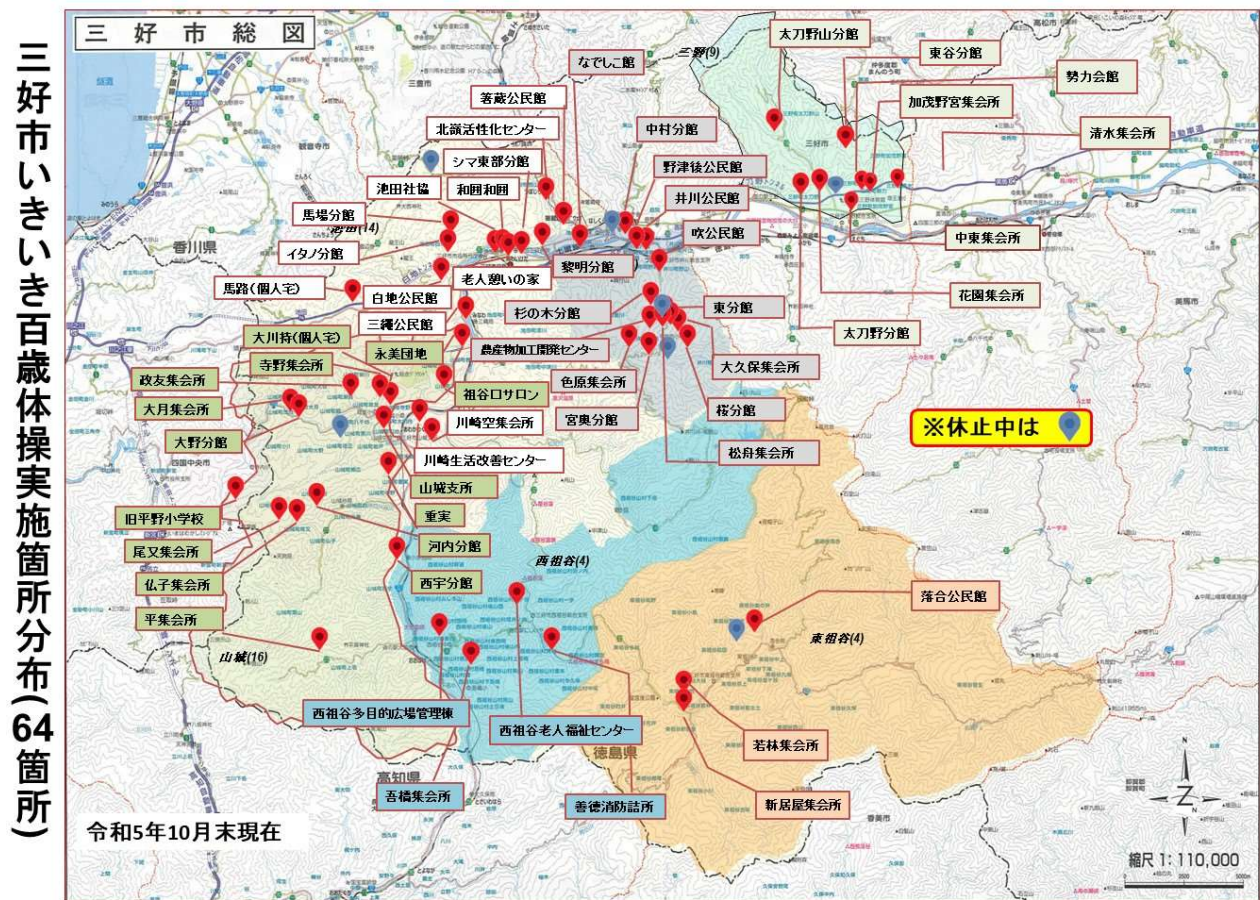
黎明健康サロン（井川町）



○ 通いの場（いきいき百歳体操）

通いの場とは、高齢者をはじめ地域の住民の方が気軽に集い、他者とのつながりの中で主体的に「いきいき百歳体操」などの介護予防活動に取り組む場所となっています。

2021年3月末には58箇所の通いの場がありましたが、コロナ禍のため16箇所が活動を中止していました。2023年10月末現在では64箇所の通いの場があり（うち、7箇所が活動中止中）、三好市でも継続的に活動ができるよう支援していきます。



	三好市	地区別					
		三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷
団体数	64	9	17	14	16	4	4
活動中	57	8	14	13	15	4	3
休止中	7	1	3	1	1	0	1
登録者数 (休止中含む)	1,057人	201人	284人	252人	194人	75人	51人

参考資料

【三好市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例】

【三好市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿】

参考資料

○三好市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例

平成 26 年 3 月 28 日
条例第 8 号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)に定める老人保健福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、三好市高齢者保健福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に依りて、次に掲げる事項について調査、審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 計画の基本的事項及び策定に関すること。
- (2) その他計画の策定について必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 公募により選任した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿・障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○三好市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

【策定委員】

構成区分	氏 名	所 属	役職
学識経験を有する者	菅井 弘昭	三好市民生児童委員連絡協議会 会長	委員長
学識経験を有する者	山下 利幸	三好市老人クラブ連合会 会長	副委員長
保健・医療・福祉関係者	田岡清三郎	医師代表	委員
保健・医療・福祉関係者	檜原 司	歯科医師代表	〃
保健・医療・福祉関係者	鈴木美知子	薬剤師代表	〃
公募により選任した者	岸本 和宏	公募委員	〃
保健・医療・福祉関係者	大木元 繁	徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部（三好）副部長 兼三好保健 所長	〃
保健・医療・福祉関係者	小笠 直人	徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部（三好）副部長	〃
保健・医療・福祉関係者	清水カズ子	みよし広域連合 介護保険センター 所長	〃
保健・医療・福祉関係者	高野 健一	三好市社会福祉協議会 事務局長	〃
その他市長が認める者	藤原 英徳	三好市福祉事務所 所長	〃
その他市長が認める者	竹井 耕三	養護老人ホーム施設代表	〃

（委員長・副委員長以下は順不同、敬称略）

